

「産廃チェック推進制度（仮称）」の創設

1 趣旨・目的

【第3次計画】

排出事業者の3Rや適正処理に対するインセンティブを高めるため、一定の基準に適合する排出事業者を認証し公表する。



「トップランナー」の顕彰ではなく
「ボトムアップ」に重点

各排出事業場による産業廃棄物の適正処理の確保等に向けた自己チェックを支援・奨励することができる制度の設計を行い、排出事業者全体の意識のボトムアップを図る。

2 概要

- (1) 各排出事業場が利用しやすい産業廃棄物の適正処理や3Rに係るチェックシート³を作成し、広く配布する。
- (2) チェックシートを用いた自己チェックに取り組んでもらいやすいよう、一定の事業場⁴については、自己チェックの結果について市の審査・認定⁵を受けることができるものとする。
- (3) 市は、申請のあった事業場について審査を行い、審査結果を通知するとともに、基準⁶に適合していると認める事業場を認定・公表⁷する。
※ 認定は年度ごとに行い、認定を受けた者に対しては認定証を交付する。（取組の継続性を評価するため、3箇年度連続で受けた者には認定証の特別版を交付）

3 チェックシート <別紙参照>

4 審査の申請をすることができる者

恒常的・継続的に産業廃棄物を排出している市域内に存在する事業場で、基本的な取組ができているものを広く対象とする。

以下の要件を設定する（市の施設は認定対象としない）。

- (1) 事業場の継続性・・・直近3箇年度分の産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出
- (2) 恒常的な産業廃棄物の排出・・・前年度の管理票の交付数が月2枚以上（年24枚以上）
- (3) 自己チェックの結果・・・自己チェックの段階で認定基準（6を参照）に適合
- (4) 連続認定者の除外・・・3箇年度連続で認定を受けた者は対象外

5 審査の流れ

- (1) 受付期間・・・7月から9月まで（随時）
- (2) 申請書類・・・申請書、自己チェック後のチェックシート
- (3) 審査期間・・・12月まで（随時）
- (4) 審査方法・・・職員が事業場を訪問し、自己チェックの内容について確認
- (5) 結果通知・・・審査後に全件を一斉に通知（認定しないものもコメントを付すなどして通知）
- (6) 認定証等・・・認定した事業場には認定証を交付し、市ホームページ等で公表

6 認定基準

評価項目については、大別して①産業廃棄物の適正処理の確保に関するものと②3Rの推進等に関するものを設け、他の制度との兼ね合いも勘案し、前者に重点を置くものとする。

認定基準については以下のとおりとする。

- (1) 「産業廃棄物の保管及び処理等の基準に関するチェックシート」は、チェックすべき項目の全てに適合していること。
- (2) 「3Rの推進や環境負荷の低減に向けた取組姿勢に関するチェックシート」は、全体で5以上の項目に該当し、かつ区分ごとに1以上の項目に該当していること。

7 認定及び公表等

- (1) 認定証
通常認定証、3箇年度連続取得者用の認定証の2種類
- (2) 公表
市ホームページにおける事業場名等の公表など
- (3) その他
他にも認定を受けた者をアピールすることができる方法を検討
(例：ステッカー、ロゴマーク、「環境フォーラムきょうと」の活用など)

8 今後の予定

平成25年	3月下旬	要綱の制定、広報
	4月～	チェックシートや認定制度の活用について周知
	7～9月	認定申請の受付
	～12月	審査
平成26年	1月	結果通知、公表、認定証交付式
	3月	「第14回環境フォーラムきょうと」での紹介等

チェックシートの種類

全事業場が共通して使用する基本シートと各事業場が状況に応じて使用する追加シートを組み合わせ使用

1 産業廃棄物の保管及び処理等の基準に関するチェックシート

(1) 基本シート . . . 全事業場が使用するもの

保管の基準
囲いの設置, 掲示板の設置, 飛散・流出等の防止
委託の基準
業者情報の確認 (選定, 処理状況), 契約書の作成・保存, 再委託
マニフェスト
交付・記載, 照合・確認, 保存, 交付状況等報告書の提出, 電子マニフェスト
産業廃棄物処理計画書等
多量排出事業場に該当した場合の計画書等の提出

(2) 追加シート . . . 該当する事業場が使用するもの

① 「特別管理産業廃棄物」用

保管・委託の基準 (特管上乘せ分), 管理責任者, PCB廃棄物の届出など

② 「感染性産業廃棄物」用

保管の基準, 梱包・表示, 委託の基準 (以上は感染性の上乗せ分), 管理責任者など

③ 「自社運搬」用

生活環境の保全, 運搬の基準 (運搬車, 容器等, 積替保管, 保管用地)

④ 「自社処分」用

生活環境の保全, 中間処理の基準 (保管, 処理方法等), 帳簿, 維持管理等

2 3Rの推進や環境負荷の低減に向けた取組姿勢に関するチェックシート

. . . 全事業場が使用するもの

管理体制の構築
保管場所の点検・管理, 管理担当部署等の設置, 従業員の啓発・研修, 発生量の把握
環境関連制度の活用
環境管理システムの導入, 市制度の活用, 府制度の活用, 3R支援センターの活用, その他
具体的取組の推進 ※具体例を提示した自由記載欄
3Rに関する取組, その他環境負荷低減の取組